業務用ジアイーノ
定期点検サービス　申込書

有効期限
2027年3月31日

※申込期限は、お引渡し日から10ヶ月以内になります。

【サービス内容】

①点検・清掃　②消耗品交換　③無料修理

≪Web申込みはコチラ≫

業務用ジアイーノ　メンテ　検索

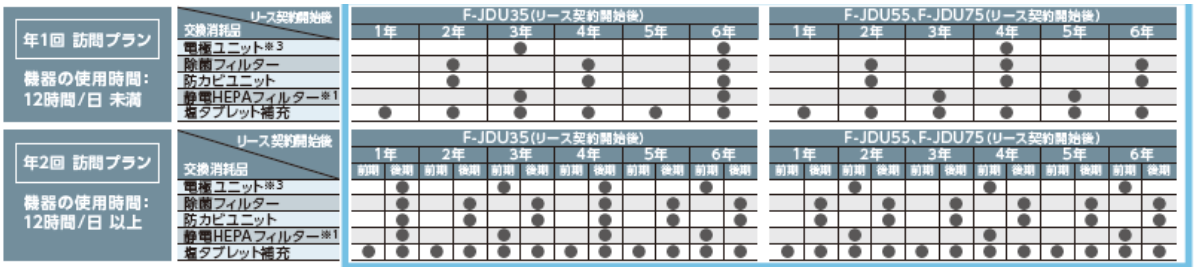
https://sumai.panasonic.jp/anshin/ziaino/

【契約プランと契約金額】

使用時間	契約プラン	対象品番	金額	サービス提供期間
12時間/日　未満	年1回訪問	F-JDU35-W F-JDU55-W（K） F-JDU75-W（K）	38,500円/年・台 （税抜　35,000円）	最長６年間のサービス提供が可能です。
12時間/日　以上	年2回訪問		77,000円/年・台 （税抜　70,000円）	

・同一住所且つ同一日付（設置日）にて設置された、2台目～10台目へは割引いたします。
年1回訪問プランの場合、-3,300円（税込）/年・台　　年2回訪問プランの場合、-6,600円（税込）/年・台
※11台以上の場合は上記同様に10台区切りにて割引適用（20台までの場合：2～10台目、12～20台目を割引）

【消耗品交換の時期】



※3：電極ユニットは、定期点検前に修理などで交換した場合、その後の点検時には交換しない場合がございます。
＊定期点検実施までに同梱の塩タブレットをお使いきりの場合は、お客様にて塩タブレットをお買い求めください。

お名前 （施設名・ご担当）	フリガナ 施設名　　ご担当　様		
機器設置場所 （ご住所）	〒 フリガナ		
ご連絡先	電話（　　）　　－		
契約プラン	□年１回訪問プラン　□年２回訪問プラン	引渡日	年　月　日 （メーカー保証開始日をご記入下さい）

品番	製造番号	具体的な設置位置をご記入下さい。　例、待合室など

お申込み方法　FAX送信先：06-6907-8546

①本申込書に必要事項を明記の上、FAXにてお申込み下さい。
※お申込の際は、裏面のサービス規定を必ずお読み、合意のうえでお申込み下さい。
② 請求書は、お申込み日より約1か月後を目安に郵送いたします。
③ お振込み確認後、2カ月以内に「契約内容確認書」を郵送でお届けいたします。
④ 初回の点検は、上記引渡日から約13ヵ月後に弊社より、日程のご提案をさせていただきます。

定期点検サービス規定

●定期点検サービスの内容
定期点検サービスとして、弊社が提供するサービスは次のとおりです。
①点検・清掃・・・「定期点検サービス　申込書」に定める頻度で、定期点検サービスをお申込みいただいた機器(以下「対象機器」といいます。)の点検・清掃を行います。
②消耗品交換・・・点検・清掃の訪問時に、「定期点検サービス　申込書」に定める項目について、消耗品 の交換を行います。
③無料修理・・・定期点検サービスのサービス提供期間中に対象機器に故障が発生したときには無料で修理を行います。
定期点検及び消耗品交換は、訪問が必要な時期に行います。事前にお客様へ日程調整のご連絡もいたします。

●定期点検サービスの契約成立と期間
・定期点検サービスに関する契約は、所定の申込書に必要事項を明記の上、お申込みいただいた後に、弊社が別途送付する契約料の請求書に基づき、お客様がお支払いを完了することで、成立いたします。
・定期点検サービスのサービス提供期間は、対象機器の引渡しから所定の期間内に申込みをいただいた場合に限り、メーカーの無料修理保証期間(１年間)満了時から１年間とし、以後１年ごとに、更新できるものとします。
ただし、当該期間は最長で6年間とします。

●定期点検サービス更新時の契約料のお支払い
定期点検サービスの契約料は年払いですので、１年毎に契約料のお支払いが必要となります。
また、定期点検サービスの実施にあたり、離島への出張が発生する場合、別途出張に要する費用をお客様にご負担いただきます。
なお、弊社が一定の期限を定めて当該契約料を請求し、当該期限までにお客様から契約料のお支払いがない場合、
定期点検サービスは更新されなかったものとみなします。

●定期点検サービスのサービス提供期間中の修理依頼先
・定期点検サービスのサービス提供期間中に対象機器に故障が生じた場合、定期点検サービスに関する契約の締結後2カ月以内にお客様にお届けする「契約内容確認書」に記載の修理依頼先へ修理をご依頼ください。
・所定の修理依頼先以外に修理を依頼された場合、無料修理の対象になりません。

●無料修理の内容
・対象機器の取扱説明書や注意ラベル、その他の注意書きに基づく適切な使用状態で、定期点検サービス契約期間中に対象機器に不具合が生じた場合、「●免責事項」に該当する場合を除き、無料で修理いたします。
・修理対応を原則としますので、対象機器の交換及び対象機器の不具合に起因する損害の賠償は行いません。
また、対象機器の故障又は損傷に起因して、第三者に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償は行いません。
・離島へ出張修理を行う場合、別途出張に要する実費をお客様にご負担いただきます。

●免責事項
１．定期点検サービスのサービス提供期間を経過した場合、定期点検サービスは終了となります。また、定期点検サービスのサービス提供期間中であっても、次のいずれかに該当する場合には無料修理の対象外となります。
①不具合が対象機器の取扱説明書や警告表示に反する使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷の場合。
（例えば、維持管理の不備による汚れ・さび、塩素系の洗浄剤や漂白剤等の使用による腐食、洗剤による割れ等）
②不具合が指定外の電圧又は厚生労働省が規定する「水道基準に関する省令」で定められた基準に適合していない上水道の水を使用したことに起因する場合。
③不具合がお客様自身で施工又は移動・分解などを行なったことに起因する場合。
④対象機器の機能、性能に支障がなく、さび、変色、損耗、摩擦、経年劣化等により発生する現象の場合。
（例えば、商品のキズ、腐食や色あせ、収納扉の段差等）
⑤不具合が第三者による輸送、加工、組み立て、施工、管理、メンテナンス等の不備による場合。
（例えば、ハウスクリーニング業者による適切な洗浄剤を使用しなかった場合の変色や腐食や割れ等）
⑥車両・船舶に搭載した時に生ずる故障及び損傷の場合。
⑦不具合が据付引渡し後の取付場所の移設、輸送、落下等による故障及び損傷に起因する場合。
⑧不具合が小動物や虫等の行為に起因する場合。
⑨不具合が公害、塩害、ガス害(硫化ガスなど)による故障及び損傷による場合。
⑩不具合が火災・爆発等の事故、地震、水害、落雷、その他天災地変、又は、戦争・暴動等の破壊行為による故障及び損傷による場合。
⑪修理の受付が定期点検サービスのサービス提供期間の末日後になされた場合。
２．定期点検サービスの提供に伴って、対象機器を停止する必要がある場合、当該運転停止に起因して、お客様に営業機会損失等の損害が発生した場合であっても、弊社は当該損害の賠償はお行いません。

●反社会的勢力の排除
お客様が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者)に該当する場合、定期点検サービスを申込むことはできません。契約締結後に反社会的勢力であることが発覚した場合、弊社は何らの補償なしに定期点検サービスの契約を解除することができます。

●定期点検サービスの解約
サービス提供期間中に定期点検サービスを解約される場合、「契約内容確認書」に記載の修理依頼先へご連絡ください。
なお、定期点検サービスの契約を解約した場合であっても既にお支払いいただいている契約料の返金はいたしかねます。
また、一度解約された場合、同一の対象機器について、再度、定期点検サービスを申込むことはできません。

●個人情報の取り扱い
弊社Webサイト(https://sumai.panasonic.jp/anshin/ziaino/tenken/kiyaku.html)よりご確認ください。

【問合せ窓口】
パナソニック テクノサービス(株)
TEL:0120-566-305
年末年始・夏季休暇・弊社所定の定休日を除く